

令和 6 年度第 1 回瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 5 項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和 6 年 7 月 2 2 日

3 協議期間

令和 6 年 7 月 2 2 日～8 月 2 日

4 協議事項

（1）瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運賃について

5 協議結果

承認 6 名

不承認 0 名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第 6 条第 4 項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認されました。

なお、協議結果につきましては、要綱第 1 6 条第 1 0 項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会へ報告します。